令和８年度　第２回本明川学識者懇談会

開 催 日：令和８年１０月５日（月）
開催時間：１４：００～
開催場所：諫早商工会議所　大会議室A

次　第

１．開　会

２．挨　拶

３．議　事
本明川総合水系環境整備事業について

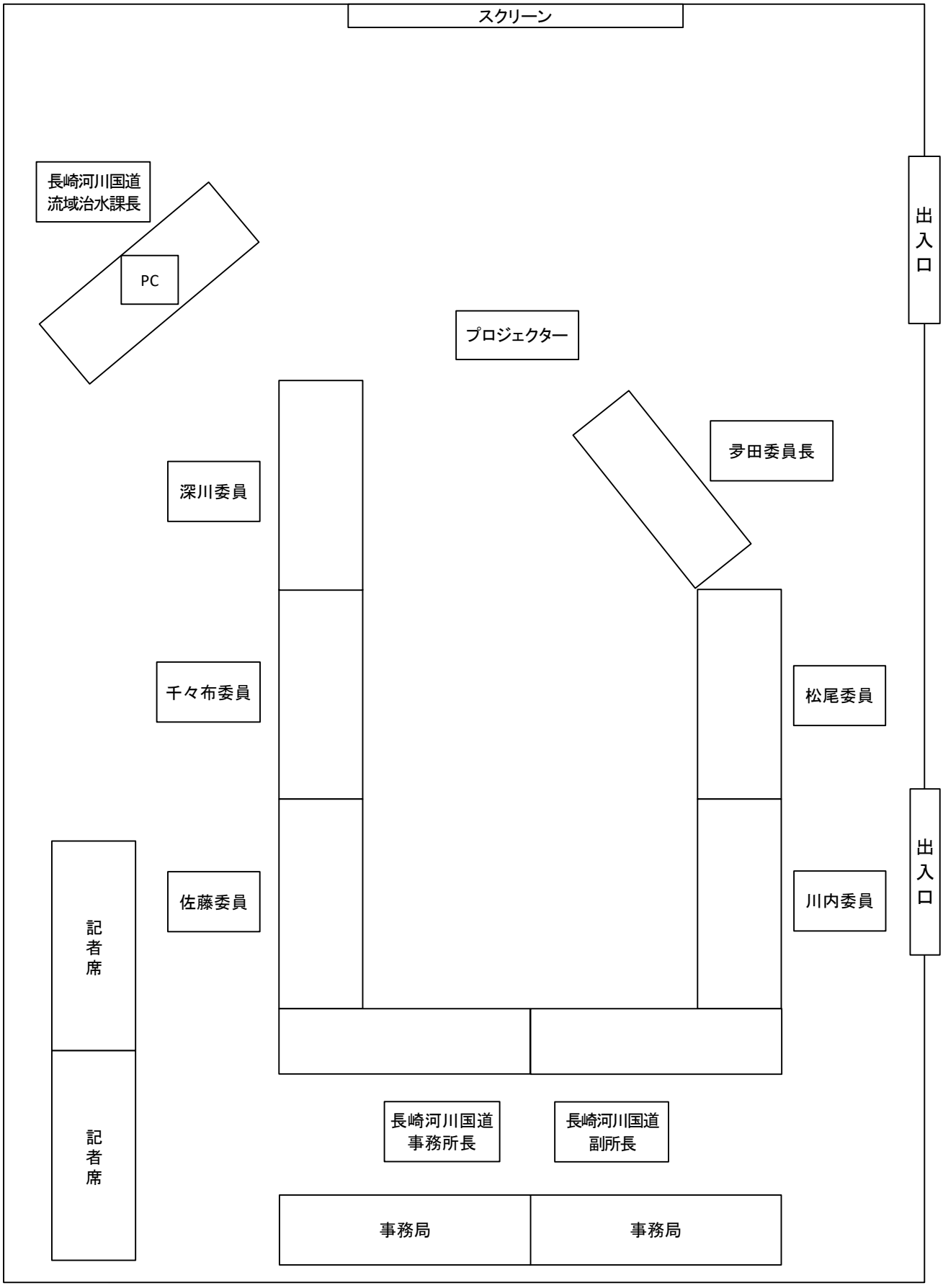
４．その他（今後の予定）

５．閉　会

令和8年度　第2回本明川学識者懇談会
座席表

日時：令和8年10月5日（月）　14：00～

場所：諫早商工会議所　大会議室A



本明川学識者懇談会　規約

（名称）

第１条　　本会は、「本明川学識者懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

（目的）

第２条　　懇談会は、本明川水系河川整備計画（国管理区間）（以下、「整備計画」という。）策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容についての点検の実施及び、必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関して意見を述べることを目的とする。

また、整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

（組織等）

第３条　　懇談会は、九州地方整備局長が設置する。

２　　懇談会の委員は、学識経験を有する者のうちから、九州地方整備局長が委嘱する。

３　　懇談会の委員の任期は原則として２年とし、再任を妨げない。

４　　懇談会は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。

（懇談会の成立）

第４条　　懇談会は委員総数の２分の１以上の出席をもって成立する。

（委員長）

第５条　　懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

２　　委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。

３　　委員長が事故等の理由により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

（公開）

第６条　　懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

（事務局）

第７条　　事務局は、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所及び本明川ダム工事事務所に置く。

（規約の改正）

第８条　　懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の３分の２以上の同意を得てこれを行うものとする。

（その他）

第９条　　この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

（附則）

この規約は、平成２７年１０月　３日より施行する。

この規約は、平成２８年　２月　９日に一部改正する。

この規約は、令和　７年　８月２０日に一部改正する。

本明川学識者懇談会　委員名簿

氏名	分野	所属等
カワチ　トモコ 川内　知子	文化財	諫早市文化財保護審議会委員
キタジマ　ハジメ 北島　始	農業（水利）	諫早田井原土地改良管理組合　組合長
サトウ　ヨシノブ 佐藤　快信	経済・地域づくり	鎮西学院大学　名誉教授
タダ　アキヒデ 多田　彰秀	河川工学	長崎大学大学院総合生産科学研究科　特定教授
チチブ　ヨシロウ 千々布　義朗	【生態系】植物	長崎県植物研究会　副会長
フカガワ　ゲンタロウ 深川　元太郎	【生態系】魚類・ 底生動物	環境省希少野生動植物保存推進員
マツオ　タカノリ 松尾　公則	【生態系】両生類・ は虫類・ほ乳類	長崎女子短期大学　特別専任教授

（敬称略　五十音順）